

あっせん人列伝

第1回 吉岡 桂輔 会員(24期)



本センターの魅力あるあっせん人をご紹介する連載企画。第1回は本センターの設立から携わり、多くのあっせん事件を手がけている吉岡桂輔会員です。(聞き手: 紛争解決センター運営委員会委員)

Q1 本センターの設立に携わられたそうですが、設立時の目的及び現在の状況についてお聞かせください。

センター設立当時は、当事者が自分で申し立てる少額事件等を想定していました。弁護士費用が払えず泣き寝入りするしかないような事件を、法律相談からセンターに案内していました。

現在では、男女関係や近隣トラブル等の一般民事だけでなく、医療・金融という専門分野にも利用が広がり、発展してきたと言えますね。

Q2 本センターのあっせんに向いているのは、どのような事案でしょうか。

早期解決をしたい事案。例えば再開発区域の立退交渉に本センターを利用して60日程度という早期の解決ができた事例があります。期日も遅くとも2週間以内に入りますし、現地調査に行ったり、フットワークが軽いのも良いところです。

それから、裁判所の判断に馴染まない事件。隣家の鳩小屋が臭いので撤去して欲しい、という請求も「よく清掃すること、網を設置すること」というあっせんならではの合意で双方が満足する解決ができた事例がありました。

また、セクハラ、不倫、喧嘩、その他不法行為事案の、加害者側からの申立てにも便利です。適正な賠償金額で話をまとめたいというケースで、裁判所に申し立てては角がたつこともありますが、本センターは話し合いの手続ということで、被害者の反応も和らぎます。

Q3 あっせんの際に心がけていることはありますか。

まず、当事者双方の気持ちを十分聴くことです。1時間でも2時間でも聴きます。話を聴いてくれたということで落ち着きがでてきて、怒りが収まるとな

だん現実的にみるようになります。解決策の話に移ることができます。医療ADRでいうステップ1「対話の促進と相互理解」からステップ2「合意形成」へ、ですね。

もう一つ心がけなければならないことは、当事者双方の言い分を尊重するといつても、双方の主張を足して2で割るような解決は妥当ではありません。声の大きい人、要求の大きい人に有利になってしまいます。あっせん人として、事件のスジを把握し、自分なりに類似事案を調べるなどしたうえで、法的な知識を含めて解決法を示し、公正妥当な解決を目指しています。

Q4 利用者に向けて、一言お願いします。

当会会員が様々な紛争解決の手段を考えるときに、本センターを利用できないかどうか、一度、検討してみてはいかがでしょうか？

これまでの実績は事例集*を見ていただけると、本日話した以外にも、実に多様な事案が、しかも早期に解決されていることがお分かりいただけると思います。

私も、過去に交通死亡事故の刑事弁護で、本センターに申し立てて被害者との示談を成立させていただき、刑事判決に間に合った経験があります。

申し立てる側の弁護士に、この制度の有用性をぜひ理解していただきたいと考えます。

*過去5年間に紛争解決センターで解決に至った事例をまとめたもの。2015年3月に発行し、現在は、弁護士会館4階の第一会員室で配布している。また、当会ウェブサイトの会員サイトでも閲覧できる。

吉岡桂輔会員プロフィール

1972年 弁護士登録。1993年 東京弁護士会副会長就任。1994年 紛争解決センターの前身であるあっせん・仲裁センター設立に携わる。2004年 日本弁護士連合会ADRセンター委員長就任。2005年 日本弁護士会連合会理事就任。2006年 東京弁護士会会長就任、日本弁護士連合会副会長就任。